

第1回
運営協議会資料

開催期日 令和7年11月26日(水)
会議場 長崎リハビリテーション
訓練室兼講堂

社会福祉法人 友愛会

1. 会議次第

- (1) 理事長挨拶
- (2) 委員及び施設幹部紹介
- (3) 運営協議会について
- (4) 意見交換について

※今回「地域連携推進会議」を兼ねて開催します。

2. 運営協議会の位置付け及び委員構成について

- (1) 運営協議会の位置付け
 - ① 諮問機関として位置付ける。
 - ② 意見を聞く場として位置付けることにより、地域やご利用者及びご利用者家族の意見を法人運営及び施設サービスに反映させる。
- (2) 運営協議会委員の構成について
 - ① 運営協議会の委員は6名とする。
 - ② 地域の代表者、ご利用者又はご利用者の家族の代表、その他理事長が適当と認める者で構成する。
 - ③ 委員は理事長が選任する。

	委 員 名
長谷地区自治会長	A
ご利用者代表	B
ご利用者代表	C
ご利用者家族代表	D
ご利用者家族代表	E
ご利用者家族代表	F

「地域連携推進会議」について

地域連携推進会委は、障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などの居住系サービスが、地域の関係者と連携しながら、利用者が地域の中で安心して暮らし続けられる環境を整え、外部との接点が少なくなりがちな施設運営の閉鎖性を防ぎ、透明性の確保とサービスの質の向上を図ることを目的として設けられた会議であり、令和7年度からはその開催が義務化されました。

1. 目的

- (1) 利用者と地域との関係づくり
- (2) 地域住民への理解促進
- (3) サービスの透明性・質の確保
- (4) 利用者の権利擁護

2. 会議の構成員

- (1) 利用者
- (2) 利用者家族
- (3) 地域の関係者（自治会、民生委員等）
- (4) 福祉や経営に知見があるひと（任意）
- (5) 市町村職員（任意）

3. 開催頻度と活動内容

- (1) 会議の開催（年1回以上）
- (2) 構成員による施設訪問
- (3) 議事録の作成と公表（個人情報に配慮しつつ、内容を公開）

障がいとは

目が見えない、音が聞こえない、歩けないなど、その人の心身の機能障害だけでなく、そのような障害のために情報が伝わらなかったり活動が制限されたりするような社会の仕組みによっても「障害」は作り出されます。例えば、視覚障害のある人に書類を渡すだけで読み上げない、聴覚障害のある人に声だけで話し、筆談や手話などを使わない、知的障害のある人に理解できるように説明しないことは、障害のある人に情報を伝えていないことになります。また、3センチ程度の段差で車いすは進めなくなります。

障害者基本法では、「障害者」「社会的障壁」を次のように定義しています。

「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（※1）（以下、「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念（※2）、その他一切のものをいう。

（※1）「その他の心身の機能の障害」には、難病等が含まれます。（※2）具体的には、次のようなものをいいます。

- ・事物：建築物や公共交通機関の段差など
- ・制度：障害を理由とした資格制限など
- ・慣行：会議で点字の資料や手話通訳がないことなど
- ・観念：障害のある人への偏見など

肢体不自由について

肢体不自由とは、手や足、体の胴の部分の病気やけがが原因で、歩行や食事、入浴など日常生活動作に困難を伴う場合をいいます。原因は様々で、先天的なものもあれば、交通事故やスポーツ事故による手や足の損傷、あるいは腰や首、脳の血管に損傷を受けてなるものがあります。障害の部位や障害の程度により、日常生活動作にはほとんど支障のない人から、移動の際に杖や車椅子が必要となり、日常生活動作に多くの支援が必要になる人など、かなり個人差があります。

こんなことで困っています

- 車椅子で移動する際に通路が狭い、車椅子が回転できるスペースがない、段差があるなどの理由により移動ができないことがあります。
- 指や手に障害がある人は、小銭をつかむなどの細かい作業や、ドアや蛇口の 開閉など、力が必要な作業が困難です。
- 言語障害による発語や会話が困難な人もいます。会話だけでなく、顔や手足などが自分の意思と関係なく動いてしまうために、意思疎通が困難なこともあります。

こんな配慮があると助かります

- 歩行が困難な人にとっては、通路に荷物などの障害物があると移動の大きな妨げになりますので、置かないでください。
- ドアの開閉や段差など、本人の力だけでは難しい時には手助けをしてください。
- 言葉がわかりにくい場合はわかったふりをせずに、しっかりと内容を確認してください。話をする際には、威圧感のないようにできるだけ同じ目線の高さにかがみ、介助者がいても介助者ではなく、本人の話を聞くようにしてください。
- 多目的トイレや障害者用駐車区画などを必要な人が使えるように配慮をお願いします。

重症心身障害について

重症心身障害とは、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態をいいます。言葉で意思を伝えたり、自力で身体を動かしたりすることが難しく、多くの場面で介助が必要です。中には、呼吸や食事のための医療器具を装着し、そのための専門的ケアが必要な人もいます。福祉と医療の複合的なサービスを利用しています。

こんなことで困っています

- 移動...自分で起き上がったり、歩いたりすることが難しく、車椅子を利用して移動することが多いです。車椅子の操作も自力では難しいので、移動の際は介助が必要です。
- 食事...自力で食べることが難しいため介助が必要です。通常の食事が食べられない人は、ミキサーで細かくしたり、食べやすいようにとろみをつけたものを食べたりしています。口から食べられない人は、管を使って鼻や胃ろうから栄養や水分を送り込む人もいます。
- コミュニケーション...言葉による意思伝達がしにくく、表情や目の動きなどで意思を伝えます。
- 排泄・入浴...多くの動作に介助が必要ですが、介助があればトイレで排泄できる人もいます。
- 健康...肺炎や気管支炎を起こしやすく、てんかん発作がある人も多くいます。呼吸がうまくできない人は、気管切開をして呼吸をしやすくしています。痰の排出が自力では難しい人は、痰の吸引が必要になります。

こんな配慮があると助かります

- 介助者と一緒に外出することが多いのですが、介助の人手が必要そうな時には介助者に声をかけてみてください。
- 人工呼吸器や医療機器からアラーム音などが鳴っている場合は、すみやかに介助者に知らせてください。

BCP関連

感染症

2024/12/12～22 インフルエンザA発生。閉鎖期間中期 男性23名女性13名

完全隔離によるデメリットとして、感染者への対応が希釈・水分不足による脱水・カテーテル留置者の管理不足などの他、職員の感染に伴う人員減少も加わり日常生活の充実が困難であった。

問題解決に向け聞き取りと会議・各部署ミーティングにてマニュアルの見直しを重ね、令和7年8月より新しい物に更新されております。

防災面

防災委員会

令和6年度から取り組んでいる危険個所の整理整頓について。

全居室の棚や落下物の整理は終了。

居室開き戸にも着脱可能な結束バンドで落下防止実施。

頭部側には軽く柔らかい物のみ収納し、重い物はベッドの反対側の棚へ移動。

更衣室・トイレ・浴室の棚の物はワゴンを購入していただき棚には置かないようにした。

現在はC棟新倉庫外回り飛来物の確認、避難経路ドアの不具合がないか確認中。

整理整頓された状態の維持について

防災面からも5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰（習慣付け））重要と考えており定期的に見直せるように計画中。

BCP研修

自然災害の緊急時対応・BCP 5月（基礎編）8月（応用編）

感染症・食中毒予防とBCP 5月（基礎編）10月（応用編）

令和版 BCPセミナー（7月）

役職員研修～災害に備えよう～カードゲームを利用したの災害シミュレーション

事故発見（ヒヤリハット）について

	令和6年	令和7年（10月）
滑落・転倒	14	11
火傷	0	1
誤薬	2	1
受傷	3	0
食事トラブル	3	0
機器破損	0	1

長崎市障害福祉課に報告したものとしては

2024/12/12～22 インフルエンザA発生。

閉鎖期間中期 男性23名女性13名

令和7年度

令和7年度9月 右眼瞼裂傷で2針縫合

令和7年度11月 右肩峰付近骨折

※令和7年度11月 左大腿部骨転子部骨折（対策検討中）

毎職員会議では 事故・誤薬の風化させないためにスローガンの唱和中

1.思い込みちょっと待てよ！で誤薬なし

1.毎日のヒヤリハットが事故防止

1.しないさせないゆるさない 声かけあって虐待防止